平成２８年（フ）第３８７号
東京都小平市花小金井５丁目29番15号
債務者　小須田和恵
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４０２号
東京都八王子市追分町７番14号第３丸武ビル603号
債務者　添田雄太郎
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
熊本県八代市大福寺町407番地（203）、前住所熊本県八代市大手町２丁目13番４号
債務者　粟飯原公一
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午後１時10分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３４４４号
東京都大田区大森西５丁目28―１―410
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４号
横浜市青葉区美しが丘４丁目53番地17　ＭＭマンション１－Ｃ
債務者　大野　康仁
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９６号
横浜市都筑区南山田１丁目２番19―１号
債務者　玉川　　清
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７２０号
横浜市戸塚区汲沢町1335番地３
債務者　押村喜代子（旧姓高柳）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９３９号
神奈川県藤沢市用田619番地の１　ドルフ北村102
債務者　熊坂　　匠
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９４１号
横浜市港南区港南５丁目14番３号
債務者　稲田　就一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８８号
東京都町田市金森１丁目18番９号ベルメゾン町田202
債務者　鈴木　啓三
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６１号
横浜市中区吉田町５番地３　ガーラステーション横浜関内1110号室
債務者　小宮山陽子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５６０１号
東京都足立区西新井６丁目47番11―702号
破産者　有限会社平康製作所
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５６０２号
東京都足立区西新井６丁目47―11―702
破産者　長谷川康行
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９０５号
東京都江東区大島１丁目23―21―201
破産者　岡田　　弘
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２７１号
東京都港区赤坂６丁目19番40号　秀和赤坂レジデンス204
破産者　株式会社アトリエモルフ建築事務所
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８４６号
東京都中央区日本橋横山町８番５号
破産者　株式会社コンスタブル
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２９７号
千葉県千葉市花見川区幕張町２丁目2783番地１
破産者　株式会社フクケン
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部